

2015年度 国際法務研修基礎セミナー 中国におけるM&Aと現地法人管理の基礎知識

— 国際法務従事者に必須の法律知識 —

主催：一般社団法人GBL研究所 後援：Business Law Journal

進出業種の多様化や中国政府の外資利用に関する姿勢の変化に伴い、中国市場においても近時はM&Aを活用した進出形態が増加の傾向にあります。ただし、中国においては外国企業によるM&Aに対して独特の規制が設けられているほか、新たな「外国投資法」の立法作業が進んでおり、外商投資企業法制及び外資規制の枠組みが今後大幅に転換することが見込まれる点等に留意が必要です。他方、M&A等により中国に進出した日本企業の現地法人においては、日本本社の管理監督が行き届かないこと等に起因して種々の問題が生じていることも事実です。本セミナーでは、中国におけるM&A取引について、近時の法令改正動向も踏まえて、実務的観点から分かり易く説明するとともに、コンプライアンス・危機管理対策を含む現地法人管理の留意点について事例を交えて解説します。既に中国市場へ進出している企業のみならず、今後中国市場への展開を検討している企業の法務部門、企画部門のご担当者のほか、中国ビジネスの営業をご担当されているビジネスパーソン全般にお勧め致します。

■開催日

2016年1月14日(木) 19:00~21:00

本セミナーは単発で開催するものです。

■会場

きゅりあん セミナー会場

〒140-0011 東京都品川区東大井 5-18-1

JR 京浜東北線・東急大井町線・りんかい線 大井町駅から徒歩1分



■講師

今井 崇敦 (弁護士・曾我法律事務所 パートナー)

■受講料

1回あたり：10,000円 (資料代含む・消費税込み)

■定員

14名 (先着順) 定員になり次第、締切らせていただきます。

なお、開講日の1週間前までに1名も申し込みがない場合、講座の実施を中止いたします。

お申し込み方法

メール order@gbli.or.jp にてセミナーの受講をお申し込みください。

お申し込みの確認が出来次第、請求書をお送りいたします。

お問い合わせ先

GBLI 一般社団法人 GBL研究所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-6-9 DIK 麹町 805

電話：03-5213-4454

<http://www.gbli.or.jp/> E-mail: info@gbli.or.jp



2015年度 G B L 国際法務研修基礎セミナー

中国におけるM&Aと現地法人管理の基礎知識



■コース概要

- 外商投資企業法制
 - ・ 外商投資企業の類型
 - ・ 新「外国投資法」への実務対応
- 中国における M&A 総論
 - ・ M&A の類型
 - ・ 出資持分譲渡／資産譲渡
- 中国における M&A 各論
 - ・ 国有資産規制
 - ・ 企業結合規制
- 中国の M&A における留意点
 - ・ M&A スキームの選択
 - ・ 中国特有の留意点
- 中国の現地法人管理
 - ・ 現地法人管理の重要性
 - ・ コンプライアンス違反事例
 - ・ コンプライアンス管理体制
 - ・ 実務における危機管理対応

その他開講予定セミナーの紹介

《2015年度 G B L 国際法務研修基礎セミナー》
【基礎コース】木曜日／19：00～21：00 （きゅりあん）

●コースC 国際契約の基礎講座

- 第10回 事業提携に関する契約のポイント 1月7日
- 第11回 企業買収に関する契約のポイント 1月21日
- 第12回 合弁契約書のポイント 1月28日
- 第13回 国際紛争とその対応 2月4日

G B L 国際法務研修基礎セミナーの目的

企業法務の担当者の中でも、とりわけ法務の担当者を育てるには長い期間を要し、大変なコストがかかります。どの会社も苦勞しているのが実状ではないでしょうか。企業法務に関する長年の実務経験と実践的な研究に基づいて、GBL 法務研修基礎セミナーは、法務を担当するに必要な法律的基礎を身に付けることができるように体系的に組み立てられています。

これから法務を担当しようとする方、本格的に法務に取り組みたい方、さらに法務担当の管理職や責任者として法務に関する知識を体系的に整理したい方などにとっては見逃すことのできない内容の基礎講座を提供します。

G B L 国際法務研修基礎セミナーの特徴

- 講師陣は、法務の経験豊かで、各分野に精通した研究者、弁護士、実務家であり、実務と理論の架橋 を目指します。
- 判例や事例の分析、ドラフティング演習などを織り交ぜ、双方向の授業を行います。
- ホームワークやインターネットによる 質疑応答 の機会をつくります。
- 希望者には 到達度を認定し、全コース4分の3以上の参加者には修了の認定を行います。